

事業概要

令和元年度



広島県西部厚生環境事務所広島支所

広島県西部保健所広島支所

目 次

I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内地図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
5	沿革	5
6	常設の相談等の実施計画	7
7	人口動態等	8

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	10
2	医療対策	11
3	災害対策	11
4	母子・父子・寡婦福祉対策	12
5	地域支援対策	12
6	健康づくり対策	13
7	栄養改善対策	14
8	結核・感染症対策	14
9	肝炎対策	15
10	歯科保健対策	16
11	精神保健福祉対策	16
12	難病対策	16
13	母子保健対策	17
14	食品衛生対策	18
15	狂犬病予防対策	19
16	薬事関係対策	19
17	環境保全対策	20
18	廃棄物対策	20

Ⅲ 資 料

管内の状況一覧	22
---------	----

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	24
(2) 衛生教育の実施状況	25
(3) 市町指導の状況	25
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	26

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	28
(2) 父子福祉資金の貸付状況	29
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	30

医 療 対 策

(1) 病院・診療所の状況	31
(2) 立入検査及び使用許可件数	31

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	32
(2) 健康増進法に基づく食品表示相談・指導状況	33
(3) 健康増進事業実施状況	33
(4) 健康生活応援店の状況	34
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	35

感 染 症 対 策

(1) 感染症発生状況	36
(2) 結核の状況	37
(3) 感染症発生に伴う指導状況	40
(4) 新型インフルエンザ等の連絡会議開催状況	41
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	41
(6) 健康教育実施状況	42
(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給証の交付状況	42

歯 科 保 健 対 策

(1) 訪問指導等の状況	44
--------------	----

(2) 相談事業の状況	44
(3) 市町指導・支援の状況	44

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	45
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	45
(3) 組織育成支援状況	46
(4) 相談指導実施状況	47
(5) 家庭訪問指導状況	48
(6) 個別事例検討会	49
(7) 普及啓発・人材養成実施状況	50

難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	51
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	58
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	58
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況	59
(5) 相談事業の実施状況	59
(6) 家庭訪問指導の状況	60
(7) 患者・家族に対する学習会の実施状況	60
(8) 在宅医療支援計画策定・評価会議の開催状況	61
(9) アレルギー疾患相談事業等実施状況	61
(10) アスベスト相談状況	62
(11) 森永ひ素ミルク患者対策	62

母子保健対策

(1) 不妊治療助成費の申請状況	63
(2) 不妊検査・一般不妊治療助成費の申請状況	63
(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	63

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	64
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	66
(3) 食品衛生監視指導状況	67
(4) 食品収去検査状況	69
(5) 集団食中毒発生状況	69

生活衛生対策等

- (1) 狂犬病予防業務の状況 70

薬事対策

- (1) 薬事監視指導状況 70
- (2) 毒劇物監視指導状況 71
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 72
- (4) 医薬品収去検査状況 73
- (5) 家庭用品の試買検査状況 73
- (6) 献血状況 74

環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 75
- (2) 土壌汚染の状況 75
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 76
- (4) 公害苦情事案の取扱状況 76
- (5) 水質事故事案の取扱状況 76
- (6) 大気汚染測定網(常設)一覧表 77
- (7) 環境調査の実施状況 79

廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 80
- (2) 産業廃棄物処理業許可等の状況 81
- (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況 82
- (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 82
- (5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 83
- (6) 産業廃棄物に係る協議等 84

その他の資料

- (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 85

I 概況

1 管内の概況

当所は、平成 21 年 4 月 1 日に地域事務所再編に伴い、西部厚生環境事務所・西部保健所の支所として、新たに設置され、県の南部に位置する海田地域（安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）と県の北西部に位置する芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町、北広島町）の 1 市 6 町を管轄区域としている。管内の面積は 1,599.49k m²で、総人口は 170,269 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）となっている。

海田地域は、面積は 73.65k m²で、人口は 117,618 人となっており、前年度に比べ僅かな減少が見られた。

4 町は、従来から、生活、産業などのあらゆる面で隣接する広島市との結びつきが強く、広島市の都市機能の拡充に伴い就業人口の増加が今後見込まれるなど、広島市と一体的な生活圏を形成しながら発展してきている。

交通機関としては、鉄道では、府中町、海田町及び坂町を走る JR 山陽本線及び呉線があり、道路では国道 2 号及び 31 号をはじめ、広島・呉道路、広島・熊野道路、広島高速 1 号線（安芸府中道路）、広島高速 2 号線（府中仁保道路）及び海田・東広島道路などが整備され、県東部、呉地域及び広島市との結節点として交通の要衝となっている。

産業では、大手自動車メーカーやその関連した中小の製造業のほか、大型ショッピングセンターなどの卸・小売業のサービス業等が数多く立地している。また、海田湾埋立て工事により造成された流通団地は生産材の流通拠点となっている。その他、伝統産業としては、「熊野町の筆づくり」が有名である。

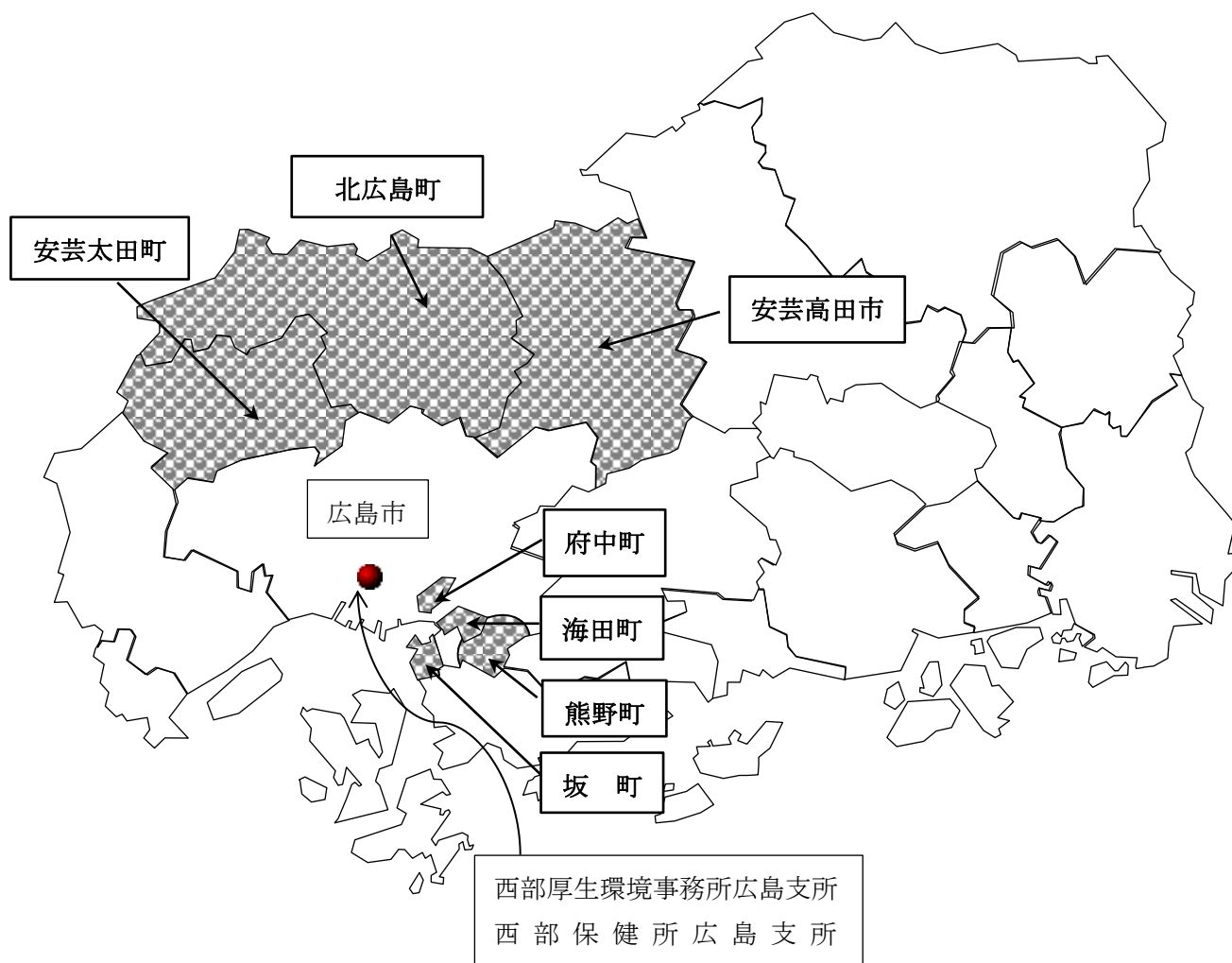
芸北地域は、面積は 1,525.84k m²で、人口は、52,651 人となっており、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 42.3%である。

主要河川は、瀬戸内海へ流れる太田川と、日本海へ流れる江の川がある。両河川とも水量が豊富で、太田川上流には樽床ダム、温井ダム等があり、江の川上流には土師ダムがあり、工業・農業・水道用水及び発電に利用されている。

交通機関としては、鉄道では、安芸高田市を走る JR 芸備線及び三江線があり、道路では安芸高田市内の国道 54 号、山県郡内の国道 186、191、261 号及び山県郡と安芸高田市を結ぶ国道 433 号がある。また、高速道路は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が管内を縦横に走っており、隣県間の物資の運送等、商業・工業・文化の交流に重要な役割を果たしている。

産業は、近年第 1 次産業、第 2 次産業の占める割合が低下し、第 3 次産業の占める割合が上昇しているが、全県と比較すると、第 1 次産業のウェイトが高く、第 3 次産業のウェイトが低い農村型となっている。

2 管内地図



3 市町別主要指標

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面 積 (K m ²)	1,599.49	537.75	10.41	13.79	33.76	15.69	341.89	646.20
世 帯 数	75,845	13,016	22,528	13,039	10,436	5,586	3,115	8,125
総 人 口	170,269	28,141	51,562	29,194	23,955	12,907	6,244	18,266
0 ～ 4 歳	7,137 (4.2)	827 (2.9)	2,607 (5.1)	1,598 (5.5)	825 (3.4)	566 (4.4)	144 (2.3)	570 (3.1)
5 ～ 9 歳	7,489 (4.4)	1,005 (3.6)	2,590 (5.0)	1,396 (4.8)	1,042 (4.3)	633 (4.9)	172 (2.8)	651 (3.6)
10 ～ 14 歳	7,560 (4.4)	1,132 (4.0)	2,354 (4.6)	1,335 (4.6)	1,150 (4.8)	656 (5.1)	177 (2.8)	756 (4.1)
15 ～ 19 歳	8,012 (4.7)	1,194 (4.2)	2,505 (4.9)	1,419 (4.9)	1,162 (4.9)	656 (5.1)	212 (3.4)	864 (4.7)
20 ～ 24 歳	7,407 (4.4)	1,089 (3.9)	2,426 (4.7)	1,422 (4.9)	1,027 (4.3)	546 (4.2)	192 (3.1)	705 (3.9)
25 ～ 29 歳	7,550 (4.4)	926 (3.3)	2,726 (5.3)	1,708 (5.9)	847 (3.5)	561 (4.3)	138 (2.2)	644 (3.5)
30 ～ 34 歳	8,804 (5.2)	1,053 (3.7)	3,174 (6.2)	2,028 (6.9)	985 (4.1)	684 (5.3)	201 (3.2)	679 (3.7)
35 ～ 39 歳	9,591 (5.6)	1,317 (4.7)	3,384 (6.6)	1,985 (6.8)	1,178 (4.9)	734 (5.7)	201 (3.2)	792 (4.3)
40 ～ 44 歳	11,390 (6.7)	1,605 (5.7)	3,798 (7.4)	2,144 (7.3)	1,589 (6.6)	891 (6.9)	262 (4.2)	1,101 (6.0)
45 ～ 49 歳	12,261 (7.2)	1,686 (6.0)	3,987 (7.7)	2,342 (8.0)	1,864 (7.8)	991 (7.7)	307 (4.9)	1,084 (5.9)
50 ～ 54 歳	10,536 (6.2)	1,485 (5.3)	3,680 (7.1)	1,835 (6.3)	1,510 (6.3)	757 (5.9)	294 (4.7)	975 (5.3)
55 ～ 59 歳	9,505 (5.6)	1,586 (5.6)	3,145 (6.1)	1,486 (5.1)	1,136 (4.7)	689 (5.3)	369 (5.9)	1,094 (6.0)
60 ～ 64 歳	10,081 (5.9)	2,051 (7.3)	2,842 (5.5)	1,478 (5.1)	1,313 (5.5)	650 (5.0)	481 (7.7)	1,266 (6.9)
65 ～ 69 歳	12,781 (7.5)	2,622 (9.3)	3,119 (6.0)	1,912 (6.5)	1,920 (8.0)	920 (7.1)	595 (9.5)	1,693 (9.3)
70 ～ 74 歳	12,282 (7.2)	2,402 (8.5)	3,026 (5.9)	1,746 (6.0)	2,197 (9.2)	943 (7.3)	582 (9.3)	1,386 (7.6)
75 ～ 79 歳	10,239 (6.0)	1,805 (6.4)	2,583 (5.0)	1,450 (5.0)	1,998 (8.3)	798 (6.2)	524 (8.4)	1,081 (5.9)
80歳以上	17,644 (10.4)	4,356 (15.5)	3,616 (7.0)	1,910 (6.5)	2,212 (9.2)	1,232 (9.5)	1,393 (22.3)	2,925 (16.0)
人 口 密 度	106.5	52.3	4,953.1	2,117.0	709.6	822.6	18.3	28.3
高 齢 化 率	31.1%	39.7%	23.9%	24.0%	34.8%	30.2%	49.6%	38.8%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 総数は広島市、福山市、呉市の値を除く。

(注3) 面 積…「平成30年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注4) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成31年1月1日現在](日本人住民)

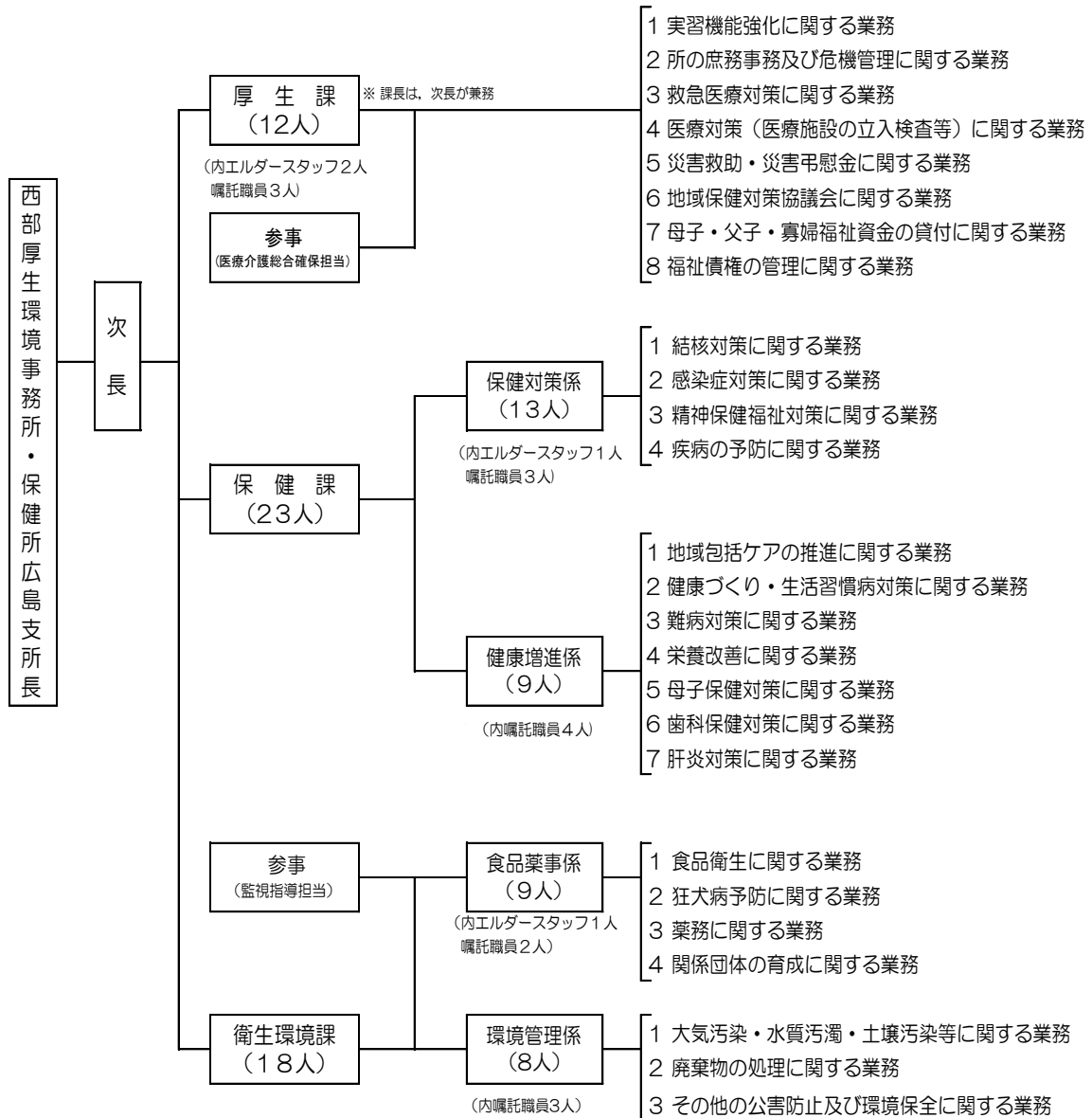
(注5) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注6) 人口密度…総人口／面積

4 行政組織・業務の内容

(1) 行政組織

(平成31年4月1日現在)



5 沿革

	海田福祉事務所	海田保健所	可部福祉事務所	可部保健所
昭和	海田福祉事務所	23. 8. 1 広島市霞町の県庁構内に安藝保健所を設置 (安芸郡及び佐伯郡の一部(8町21村)を管轄) 24. 6. 18 海田市町(海田町福岡町)に移転 24. 9. 8 安藝保健所を海田市保健所に改称 26. 1. 16 海田市町(現・海田町の港町公園)に庁舎を新設 26. 7. 1 大楠保健所の設置により2町8村を移管	26. 10. 1 安佐地方事務所に厚生課を設置(安佐郡を管轄) 山県地方事務所に厚生課を設置(山県郡を管轄) 高田地方事務所に厚生課を設置(高田郡を管轄) 31. 5. 1 安佐、山県、高田地方事務所を廃止し、可部福祉事務所を設置(安佐郡及び山県郡を管轄) 吉田福祉事務所を設置(高田郡を管轄)	17. 4. 1 加計保健所を設置(山県郡西部を管轄) 19. 9. 30 可部保健所を設置(安佐郡を管轄) 八重保健所を設置(山県郡東部を管轄) 甲立保健所を設置(高田郡を管轄)
	31. 5. 1 安芸地方事務所を廃止し、海田市福祉事務所を設置			
	32. 1. 20 海田市福祉事務所を海田福祉事務所に改称	32. 1. 1 海田市保健所を海田保健所に改称		32. 1. 1 八重保健所を千代田保健所に変更 甲立保健所を甲田保健所に変更
和	39. 4. 1 呉福祉事務所が設置され、江田島町、菅戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町を移管	39. 4. 1 大楠保健所から倉橋町が移管		
		46. 5. 1 海田町福岡町から海田合同庁舎内(海田町南昭和町14番19号)に移転	51. 4. 1 機構改革により吉田福祉事務所を廃止し、山県郡及び高田郡を管轄区域として可部福祉事務所を設置	48. 3. 20 可部保健所を廃止(管内全町が広島市へ編入されたことに伴う。) 53. 4. 1 加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、可部保健所として再編整備(山県郡及び高田郡を管轄)

海田総合福祉保健センター（海田福祉保健センター・海田保健所） 5. 4. 1 海田福祉事務所と海田保健所を統合して海田総合福祉保健センター（海田福祉保健センター・海田保健所）を設置（安芸郡を管轄） 音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町を呉総合福祉保健センターに移管 9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し、保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し、保健課保健対策係及び健康増進係を設置 10. 4. 1 試験検査課を縮小、試験検査室に名称変更 11. 4. 1 試験検査室を東広島保健所へ集約	可部総合福祉保健センター（可部保健センター・可部保健所） 5. 4. 1 可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を設置（山県郡及び高田郡を管轄） 9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し、保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し、保健課保健対策係及び健康増進係を設置	
広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所海田分室 13. 4. 1 海田総合福祉保健センターと廿日市総合福祉保健センターを統合し、広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所（廿日市庁舎）に再編 海田庁舎には、厚生推進課、保健課、生活衛生課の3課からなる海田分室を設置（安芸郡を管轄）	広島地域事務所厚生環境局・可部保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備 18. 4. 1 市、町への事務移譲に伴い、福祉課福祉係を廃止 19. 4. 1 福祉課指導係を廃止 20. 4. 1 福祉課を廃止 厚生推進課地域医療係→医療福祉係	芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所 21. 4. 1 地域事務所再編により、広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内（広島市中区基町10-52）に設置（安芸高田市、安芸郡及び山県郡を管轄） 課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係、医療福祉係、保健対策係、健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係、環境管理係 （業務の一部は、本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管） 24. 4. 1 厚生保健課を廃止し、厚生課及び保健課を設置（厚生推進係、医療福祉係を廃止） 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管、設置 課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係、健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係、環境管理係 26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護業務を府中町に移管し、福祉課を廃止	西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	

6 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
こころの健康相談	精神科医による相談	令和元年 5月15日(水) 令和元年11月 6日(水)	13時30分～15時30分	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)
		令和元年 5月13日(月) 令和元年 7月 8日(月) 令和元年11月11日(月) 令和2年 3月 2日(月)	13時30分～15時30分	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府 中 町 福 祉 課 (082-286-3161)
		令和元年 6月27日(木) 令和元年 9月20日(金) 令和2年 2月20日(木)	13時30分～15時30分	海田町保健センター (安芸郡海田町中店8-33)	海田町健康増進係 (082-823-4418)
		令和元年 8月 6日(火) 令和元年12月 5日(木) 令和2年 3月12日(木)	13時30分～15時30分	熊野町町民会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-2)	熊野町子育て・健康推進課 (082-820-5637)
		令和元年 8月20日(木) 令和2年 2月 6日(木)	13時30分～15時30分	坂町保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-885-3131)
		令和元年 9月13日(金)	13時30分～15時30分	殿賀ふれあいプラザ (山県郡安芸太田町下殿賀下堀711-1)	安芸太田町健康づくり課 (0826-22-0196)
		令和元年 7月17日(水) 令和元年11月21日(木)	13時30分～15時30分	千代田開発センター (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健課健康増進係 (050-5812-1853)
エイズ	H I V 抗 体 検 査	毎 月 第 2 火 曜 日	9時00分～11時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予 約 制
肝 炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎 月 第 2 火 曜 日	13時00分～14時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予 約 制

7 人口動態等

(1) 平成29年(確定値)

(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

市町名	人口	出生			死亡		乳児死亡		死産				周産期死(再掲)				婚姻		離婚	婚姻	
		総数	人口千対率	(内)低体重児 総数	め 低 る 体 重 割 合 (% の 占)	総数	人口千対率	総数	出生千対率	総数	出 産 千 対 率	自 然	人 工	総数	出 産 千 対 率	以 妊 娠 降 の 満 22 死 産 週	早 期 新 生 児 死 亡	総数			人口千対率
安芸高田市	29,137	150	5.4	13	8.6	463	15.9	0	0	3	20.0	3	0	1	6.6	1	0	92	3.1	50	1.7
府中町	51,519	561	10.8	58	10.3	448	8.7	0	0	9	16.0	4	5	2	3.6	2	0	258	5.0	82	1.6
海田町	28,840	344	10.8	40	9.1	217	7.5	0	0	8	23.2	5	3	1	2.9	1	0	208	7.2	49	1.7
熊野町	24,263	153	6.3	16	11.6	254	10.5	1	6.5	1	6.5	0	1	1	6.5	0	1	84	3.4	30	1.2
坂町	12,972	106	8.2	9	8.5	135	10.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	3.2	9	0.7
安芸太田町	6,625	24	3.6	1	4.1	154	23.2	0	0	1	41.6	0	1	0	0	0	0	18	2.7	4	0.6
北広島町	18,891	109	5.8	9	8.3	342	18.1	0	0	2	18.3	1	1	1	9.2	1	0	58	3.1	18	0.9
合計	172,247	1,447	8.4	146	10.1	2,013	11.6	1	0.6	24	16.6	13	11	6	2.1	5	1	760	4.4	242	1.4
広島県	2,812,091	22,150	7.9	2,112	9.5	30,795	10.9	41	1.8	461	20.8	229	232	77	3.5	66	11	13,177	4.7	4,693	1.7

(注)1 「平成29年人口動態統計年報(広島県)」による。

2 人口は平成29年1月1日現在住民基本台帳人口

3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

4 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。

(2) 平成30年(概数)

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

市町名	人口	出		死		死亡		産		婚姻		離婚	
		総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率
安芸高田市	29,278	146	5.0	519	17.7	2	13.7	109	3.7	45	1.5		
府中町	52,081	508	9.8	475	9.1	8	15.7	271	5.2	84	1.6		
海田町	29,852	324	10.9	275	9.1	6	18.5	178	6.0	42	1.4		
熊野町	24,387	149	6.1	263	10.7	4	26.8	76	3.1	38	1.6		
坂町	13,247	96	7.2	156	11.7	2	20.1	44	3.3	15	1.1		
安芸太田町	6,471	32	4.9	157	24.2	0	0.0	16	2.5	4	0.6		
北広島町	19,029	119	6.3	325	17.1	6	50.4	54	2.8	23	1.2		
合計	174,345	1,374	7.9	2,170	12.4	28	20.3	748	4.3	251	1.4		
広島県	2,848,846	21,363	7.5	31,346	11.0	445	20.8	12,614	4.4	4,247	1.5		

(注)1 「平成30年人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)」による。

2 人口は平成30年1月1日現在住民基本台帳人口

3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健に係る広域的・専門的・技術的拠点として、各市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健対策を推進する。

(1) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材の確保及び養成が大きな課題となっている。このため、保健・医療・福祉関係の学生等を受け入れ、実習指導を計画的に実施する。

(2) 圏域地域保健対策協議会

これまで、海田地域及び芸北地域において、保健・医療・福祉の関係団体等で構成する圏域地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）をそれぞれ設置し、保健・医療・福祉の推進を図ってきた。

平成 21 年 4 月の県の組織再編に伴い、各地対協事務局は広島支所に統合されたが、地域の実情、取り組むべき課題、今までの経緯などが異なるため、従来どおりに各圏域地対協ごとに事業を推進している。

ア 海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）

安芸郡 4 町における、保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 9 月 26 日に設立された。

現在は、地域保健・医療福祉・地域ケアの 3 専門部会を設置し、「広島県保健医療計画」「ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま 21」各地域計画の推進に係る事業を実施している。

平成 30 年度から継続し、地域包括ケア推進の一環として、介護支援専門員や介護職等を対象とした在宅緩和ケア研修事業を実施する。

イ 芸北地域保健対策協議会（略称：芸北地対協）

安芸高田市及び山県郡 2 町における保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 10 月 9 日に設立された。

現在は、地域包括ケア推進部会・保健医療計画等検討部会の 2 部会により、「広島県保健医療計画」「ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま 21」各地域計画の推進に係る事業を実施している。また、救急医療対策専門部会により芸北地域における救急医療の現状や課題について協議等を行っている。

平成 30 年度から継続し、地域包括ケア推進の一環として、介護支援専門員や介護職等を対象とした在宅緩和ケア研修事業を実施する。

ウ 広島圏域地域保健対策協議会

広島二次保健医療圏に関する事項については、海田地対協及び芸北地対協と広島市連合地対協が連携して、圏域内の保健・医療・福祉の推進を図る必要であることから、圏域内の3地対協で構成する広島圏域地域保健対策協議会を設置している。

2 医療対策

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主として病院、有床診療所を対象に立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備及び適正な管理等について指導する。

(2) 救急医療対策

救急医療情報ネットワークシステムの構築を進め、医療機関の連携、インターネット等による地域住民への情報提供を推進し、災害発生時には、各医療機関等相互の支援体制等の情報管理を行う。

救急医療体制の整備に対する支援としては、初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を救急告示病院等及び病院群輪番制により対応しており、その救急医療施設の施設整備を県費補助金等により支援する。

また、救急患者の救命率向上のため、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と消防機関が連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) へき地医療対策

無医地区等の医療確保のために、へき地診療所への医師派遣や代診医の派遣を行う機関として、厚生連吉田総合病院及び安芸太田病院を「へき地医療拠点病院」として位置づけて支援する。

(4) 広島県保健医療計画の推進

広島二次保健医療圏の海田地域及び芸北地域保健対策協議会において、保健医療に係る現場情報を分析し、地域固有の課題に即して、必要な連携方策等を検討することにより、良質かつ適切な保健医療体制の確保に資する取組を推進する。

平成30年3月には平成30年度から平成35年度を計画期間とする第7次広島県保健医療計画地域計画（広島二次保健医療圏）の策定を行った。

また、保健医療計画の一部として策定された地域医療構想について、その実現を図るため、平成28年度に地域医療構想調整会議を設置し、平成29年度には調整会議のもとに南部・北部病院部会を設けて協議を行っている。

3 災害対策

広島県地域防災計画に基づき災害対策配備計画を策定し、災害が発生した場合、

災害情報を迅速かつ的確に把握し報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町と連携して災害救助活動及び市町に対して防疫等の指導を実施する。

また、県内外における災害発生時に、迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、関係団体等の協力を得て広島県災害時公衆衛生チームを設置した。

平成 26 年 8 月発生した広島市大規模土砂災害、平成 28 年 4 月発生した熊本地震において、災害時公衆衛生チームとして保健師等を派遣し、避難者の衛生管理や心身のケア及びニーズ調査等により支援活動を行った。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、管内の死者・行方不明者は 114 名（管内では 33 名、災害関連死を除く）と、過去 50 年で最大の人的被害であった。また、土砂災害、河川の氾濫、道路・鉄道への被害による大動脈の寸断など、県内の広範囲で大きな被害をもたらした。

当所管内のうち、被害の甚大であった海田町、熊野町及び坂町に対し、災害時公衆衛生チームを派遣し被災初期の支援・調査活動を行うとともに、11 都県市から県外応援保健師チーム、更に 4 県市から D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の支援・協力を受けながら、被災者への保健医療活動を行った。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子・寡婦福祉資金の効果的な貸付けを行い、経済的支援を図るとともに、その利用者の実情に即した償還の指導を行う。

5 地域支援対策

(1) ひろしま高齢者プランの推進

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情を反映させた高齢者プランを策定し、海田地域及び芸北地域保健対策協議会において取組みを推進している。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に備えるため、平成 30 年 3 月に策定した保健医療計画と一体的に健康寿命の延伸を総括目標とした第 7 期ひろしま高齢者プランに基づき、介護予防や自立支援等の施策に重点的に取り組んでいる。

(2) 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 24 年 6 月に設置された広島県地域包括ケア推進センターが核となり県主管課とともに、モデル事業や専門家派遣、研修会、普及啓発等の事業を通じた市町支援を行ってきた。

平成 27 年度からは、すべての日常生活圏域で地域包括ケアシステムを構築することを目標に、広島県地域包括ケア推進センター、県主管課及び保健所が一体となって市町支援の取組を実施している。

平成 29 年度末には、管内 17 圏域全てにおいて地域包括ケア体制を構築し、平成

30 年度から、地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの強化に取り組んでいる。

保健所の市町支援の重点項目は次のとおりである。

- ・地域づくりによる介護予防の推進支援(通いの場の立ち上げ支援, 市町助言等)
- ・介護予防の普及展開支援(地域ケア会議の実地支援)
- ・生活支援体制の整備支援(アドバイザー派遣同行・助言等)
- ・在宅医療・介護連携の推進支援(切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築)
- ・地域分析・地域診断

6 健康づくり対策

(1) 地域保健活動の効果的な推進

「管内保健活動推進連絡会議」を開催し、保健所及び市町の取組についての情報交換や、地域の健康課題等の明確化及び共有を行い、健康増進計画等の効果的な推進を図る。

(2) 「健康ひろしま 21(第 2 次)圏域計画」の推進

健康ひろしま 21(第 2 次)は、中間見直しを行い、平成 30 年 3 月に改訂版を作成した。圏域計画では、健康寿命の延伸を総括目標とし、その達成に向けて、海田地域、芸北地域の各後期 6 か年計画を作成し、その進捗管理及び市町健康増進計画が推進されるよう推進会議等により支援を行う。

主に重点課題である「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「こころの健康づくりの推進」「生涯を通じた健全な口腔の機能の維持」に取り組むため、市町及び関係機関・団体との協働により、各種施策を実施する。

(3) 生活習慣病予防対策の推進

海田地対協では、「生活習慣病予防推進会議」を、芸北地对協では、「地域・職域連携推進協議会」を設置し、町及び関係機関・団体と連携して生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む。

(4) がん対策の推進

海田地対協及び芸北地对協において、町及び関係機関・団体と連携し、がん検診受診率向上に向けた普及啓発、受診勧奨の推進を図るとともに、禁煙週間を中心とした、受動喫煙防止の普及啓発を市町と連携して実施する。

(5) 食育推進事業

関係機関との連絡会議及び関係者の研修を実施し、食育の推進を図るとともに、各市町の食育連絡会議の開催を支援し、関係機関との連携体制を構築する。また、広島県食育推進計画(第 3 次)では、食育の推進に関する普及啓発を図るため、10 月 19 日を「ひろしま食育の日」、毎月 19 日を「家庭で食育を考える日」としており、本年度は 6 月、10 月の食育に日を中心に庁舎内にのぼりを設置するとともに食育に関するチラシを配布し、普及啓発を重点的に推進する。

(6) 健康生活応援店推進事業

施設内禁煙，ヘルシーメニューの提供等により県民の健康づくりの実践の支援等を行う店舗を「健康生活応援店」を認証し，県民への周知に努め健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

7 栄養改善対策

(1) 人材育成

市町栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士に対して研修会等を行い，人材育成に努める。

また，管理栄養士養成施設の臨地実習を受け入れ，管理栄養士の人材の確保及び育成として，指導に当たっている。

(2) 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため，個別巡回指導及び研修等の集団指導を実施するとともに，管理栄養士等の配置促進についても指導する。

給食施設が適切な栄養管理を行うため，必要な知識等についての研修会を実施する。

(3) 専門的栄養指導

アレルギー疾患，難病，小児療育等に対象者に対する保健指導と連携を図り，専門的栄養指導を実施する。

(4) 栄養成分表示，誇大表示

栄養成分表示・誇大表示等が適正に実施されるよう普及啓発を行う。

8 結核・感染症対策

(1) 感染症対策

ア 感染症予防事業

感染症の発生を予防するとともに，発生した場合の初動体制を強化し，医療機関，医師会及び市町等の関係機関と連携し，感染症に関する医療を整備することで，迅速・的確にまん延防止を図る。

平成 21 年に新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し，国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されるなど，防疫体制の見直しが行われたが，更なる感染拡大とともに，ウイルスの強毒性への変異や鳥インフルエンザウイルス（H5N1，H7N9）による新型インフルエンザの発生が懸念されている。

そのため，関係機関との連絡会議や研修会を開催し，防疫体制の整備と，患者に配慮した対策を進める。

イ 感染症発生動向調査

感染症に対する有効かつ的確な予防対策を推進するために，医療機関や医師会の協力により，感染症に関する情報を迅速に収集し，国及び県内の感染症発生状

況の把握に努めるとともに、市町や医師会に迅速に情報を提供する。

また、新型インフルエンザの発生状況やウイルスの病原性の変化等を把握するための調査や集計を実施する。

(2) 結核対策

全国的に結核罹患率は低下傾向にあるが、新たな患者に占める 70 歳以上の高齢者の割合は依然として高く、管内の新規登録患者も 70 歳以上が 8 割となっているため、高齢者に対する結核予防対策を重点的に推進する必要がある。

ア 患者管理

医療機関に対して診断後直ちに患者発生の届出を行うよう指導するとともに、患者及び家族等の接触者への調査、指導及び健康診断を速やかに実施し、二次感染の防止に努める。

イ 地域 DOTS（直接服薬確認療法）事業

医療機関の指導、協力を得ながら、退院後も患者との面接、訪問等を通して直接服薬管理を行い、治療中断にならないよう患者支援を推進する。

(3) エイズ・性感染症対策

エイズ予防対策として、感染不安を持つ住民に対する相談対応やプライバシー保護に配慮した検査（匿名、無料）を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を図る。

また、エイズキャンペーン等により、正しい知識の普及や HIV に対する理解を深めるための住民（特に高校生等の若年層）に対する普及啓発活動を実施する。

9 肝炎対策

(1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

住民への正しい知識の普及を図るとともに、肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し、早期発見・早期治療体制の充実を図るために、受検勧奨を行う。

また、保健所及び医療機関に委託した肝炎ウイルス検査において、医療を要する者に対して市町との連携した保健指導を行う。

(2) 肝炎治療費助成事業

ウイルス性肝炎の治療におけるインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等の治療費の一部を助成する事業への相談・申請受付を行う。

(3) 肝炎重症化予防推進事業

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」の実施の充足に向けて、肝疾患患者フォローアップシステムへの登録に同意がある慢性肝炎患者等について、初回精密・定期検査費用等を助成する事業への相談・申請受付を行う。

(4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成 30 年 12 月から肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）に係る入院医療費

の助成を開始した。

参加者証の交付を受けた者は、過去 12 月以内に対象医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた月数が 4 月を超える月において、医療費助成を受けることができる。

医療費助成を受けた場合、対象医療の自己負担額は 1 万円/月医療機関となる。

10 歯科保健対策

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するために、普及啓発として「歯と口の健康週間関連表彰」「はつらつ家族表彰」等を実施している。

また、地区歯科衛生連絡協議会や海田地対協及び芸北地対協などの関係機関と連携し、歯科保健研修会の開催や、妊婦歯科健診や歯周疾患検診の受診率向上のための普及啓発等の事業を行う。

11 精神保健福祉対策

(1) 医療体制の推進

措置入院患者・医療保護入院患者の病状審査や精神科病院の実地指導により入院患者の処遇適正化を推進する。

(2) 精神保健福祉対策の推進

専門医師による心の健康相談及び保健師による家庭訪問やひきこもり相談などを実施し、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、精神障害者の早期治療の促進と地域生活の支援を行う。

また、精神保健福祉業務における危機介入に関わる関係機関（市町、警察署）の連携を図り、よりよい支援体制を構築するため、海田、芸北地域において精神保健危機管理対策連絡会議を開催する。

(3) 地域精神保健福祉対策

精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能な者の地域社会生活への移行を促進する。

また、地域における精神障害者に対する支援体制をつくるため、こころの健康づくり地域会議や地域生活支援推進協議会を開催する。

(4) 自殺予防対策推進事業

自殺予防に関係者が連携して対処できるよう管内の関係機関と連絡会議を開くとともに、医療・行政等の関係機関の連携を主眼とした自殺未遂者支援策を検討し、自殺予防対策の推進を図る。

12 難病対策

(1) 指定難病医療費助成事業

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、治療がき

わめて困難で、かつ、その医療費が高額である 333 疾病について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

難病の患者に対する医療等に関する法律の大都市特例により、平成 30 年 4 月から県で行っていたすべての事務を広島市へ移譲した。

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

治療が困難な上、長期にわたる疾患で、これを放置すると児童の健全な育成を阻害する 14 疾患群 762 疾病について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(3) 難病相談事業等

難病患者やその家族の精神的な不安、経済的負担の軽減を図るため、医療、保健、栄養、福祉等の相談会を開催する。

また、指定難病を中心とした患者や家族のニーズを踏まえて医療講演会や患者交流会等を開催し、情報提供を図り、よりよい療養生活が送れるよう支援する。本年度は、脊髄小脳変性症・多系統萎縮症に関する医療講演会及び患者交流会を実施する。

(4) 重症難病患者地域支援事業

在宅の難病患者を対象に家庭訪問を実施し、安定した療養生活の支援を行うとともに、医師、歯科医師、訪問看護師、理学療法士、市町関係者等による在宅重症難病患者に対する支援計画等の策定、評価など、患者の実態に応じたきめ細かな支援を行う。

また、難病対策事業連絡会議を開催し、市町等関係機関との情報の共有を図る。

(5) ピアカウンセリング事業

小児難病患者の家族に対し、同じ悩みや不安を持つ保護者の立場から助言、相談を行う場を設け、不安を軽減し、よりよい療養生活が送れるよう支援するため、相談会・講演会を実施する。本年度は、こどもの膠原病について講演会・交流会を実施する。

13 母子保健対策

(1) 地域の母子保健対策の効果的な推進

「管内母子保健連絡会議」を開催し保健所及び市町で協議を行うとともに、保健所・市町等の関係機関が連携した取組みを行う。

(2) 心身障害児対策

心身障害の早期発見と早期療育を目的として、長期療養児相談指導事業において相談や訪問、関係者の研修会等を行うとともに、早期に各種サービスに結びつくための基盤整備を進めている。

(3) 児童虐待の予防に関する取り組み

ハイリスク妊産婦に対して、健全な親子関係を築くため、海田地対協、芸北地

対協において「母子保健推進連絡会議」を設置し、関係者等で協議を行う。また、海田地対協では、産科及び小児科医療機関と地域保健の連携による育児支援体制の構築を図り、虐待の未然防止に努める。

(4) 不妊治療支援事業

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成している。

(5) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

不妊を心配する夫婦の早期治療を促すため、夫婦が共に受けた不妊検査費用、一般不妊治療費の一部を助成している。

14 食品衛生対策

食品による危害の発生を未然に防止するため、飲食店、給食施設及び食品製造施設等に対する監視指導を実施するとともに、管内で製造された食品や流通している食品の検査を実施する。また、食品営業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、食生活における安全の確保を図る。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品及び乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設並びに県特産品であるかきの作業場に重点的に立入調査を実施し、衛生管理の実施状況や施設等の管理状況等について監視指導を行う。

イ 仕出し・弁当業、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を開催して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒発生の未然防止に努める。

また、管内のスキー場周辺部の民宿や飲食店等については、スキーシーズン前に衛生講習会及び集中監視を実施する。

ウ 食品販売業等

食品の保管・販売状況や表示を監視するとともに、細菌、添加物、残留農薬等の検査を実施して不良食品の排除に努める。

エ 食品表示適正化の推進

食品表示法等を所管する関係機関と連携し、食品関係営業者を対象とした表示の講習会、啓発資料の配布を行う。さらに、量販店及び食品製造施設に対し、表示の一斉監視を実施する。

(2) 自主衛生管理体制確立の推進

ア 管内の食品衛生協会の円滑な事業運営及び指導員活動の活性化等を助言・指導し、業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 管内の総合衛生管理製造過程 (HACCP) 承認施設に対して、立入検査を実施し、

- HACCP システムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導する。
- ウ 管内の食品製造業者等に危害分析・重要管理点方式（HACCP システム）による自主衛生管理体制の導入について指導する。
- エ 平成 16 年 8 月に創設された「広島県食品自主衛生管理認証制度」の普及啓発に努める。

15 狂犬病予防対策

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発指導を行うとともに、管内市町における登録・注射状況を把握し、円滑な運営を図るために獣医師会等との連携調整に努めている。

16 薬事関係対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業等に立入検査を実施し、適正な管理、販売方法等について指導を行うとともに、収去検査を実施し、不良品の発見・排除に努めている。

医薬品の適正使用を推進するため、薬局、店舗販売業等において医薬品情報の提供の徹底を図るよう指導している。

さらに、いわゆる健康食品については、販売方法や広告の実態調査を行い、瘦身効果を標榜する製品については、買い上げた上で成分検査を実施する等、無承認無許可医薬品の発見・排除に努めている。

また、平成 28 年度より開始した健康サポート薬局制度については、国が定める基準に適合するよう、相談の受付及び指導を行っている。

(2) 毒物及び劇物対策

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び業務上取扱者の立入検査を実施し、取扱い、保管管理等について指導し、農業用品目販売業者等には、農薬危害防止運動月間（6 月～8 月）を中心に巡回指導を行っている。

(3) 麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料、けし等対策

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の不正な使用や流通を防止するため、医療機関、薬局等取扱施設の立入検査を実施し、取扱い、保管管理等について指導している。

また、麻薬の原料となる自生けし等を排除するため、関係市町等の協力を得て除去を行っている。平成 30 年度は管内 30 か所で自生けしの除去を行っている。

さらに、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員安芸地区及び芸北地区協議会を設置し、協議会指導員と連携して、地域住民への啓発活動等を実施している。この協議会の活動として、地元中高生の協力を得て、国際麻薬乱用撲滅デーである 6 月 26 日にあわせて、「626 ヤ

ング街頭キャンペーン」を管内2か所で実施している。

(4) 献血推進対策

安定した血液製剤の供給のため、400ml献血と成分献血の普及啓発に努めている。また、市町の献血組織の育成を行うとともに、計画的な献血の推進に努めている。

17 環境保全対策

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの中、ライフスタイルに起因する環境問題が問われている。

このため、快適な環境の創造をめざし、安全で安心できる快適な生活が送れるように、典型7公害対策のほか、ダイオキシン対策及び地球温暖化対策等総合的な環境保全対策の推進を図る。

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場及び解体等現場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、情報や注意報が発令され、主要工場に対し、ばい煙排出量の削減要請をする。

また、地球温暖化防止のため、県民、事業者、行政等が一体となった総合的・計画的な施策を推進する。

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を定期的実施する。

また、市町及び関係機関と連携して生活排水対策を推進する。

(3) 有害化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の有害化学物質による環境汚染は大きな社会問題となるため、有害化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

(4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市町等関係機関と連携し取り組む。

18 廃棄物対策

大量に排出される廃棄物に対し、総合的な廃棄物対策が求められている。

このため、ごみ減量化の推進や資源のリサイクルシステムの確立等、循環型社会形成事業を推進するとともに、廃棄物の適正処理について工場・事業場に立入指導を実施する。

(1) 一般廃棄物対策

ア 廃棄物処理施設

管内の市町、一部事務組合及び民間が設置するごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理について、立入指導を実施する。権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。

イ 浄化槽

浄化槽の適正な維持管理について、浄化槽管理者に対する周知徹底が図られるよう、権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。また、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務が適切に実施されるよう、立入指導を実施する。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業所、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設等の立入検査を実施し、廃棄物の排出抑制、資源化リサイクル等の推進、廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策については、管内の市町、警察署、海上保安部、森林管理署及び県の関係機関により「廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置し、関係機関が一体となった対策を実施する。

(3) 啓発・環境学習

県民のライフスタイルを変革し「循環型社会」を形成するために、環境教育及び啓発活動を実施する。